

お知らせ

臨時保育士を募集

乳児保育対応保育士

・勤務場所 町立草木保育園、町立北原保育園

・勤務内容 乳児保育対応業務

・募集人員 四人程度

・勤務時間 月曜日～金曜日

午前八時半～午後四時半（一日七時間程度）

早・延長保育対応保育士

・勤務場所 町立草木保育園、町立北原保育園

・勤務内容 早朝、延長保育対応業務

・募集人員 四人

・勤務時間 月曜日～金曜日 午前七時半～午前十一時半、午後三時半～午後七時（一日七・五時間）

土曜延長保育対応保育士

・勤務場所 町立草木保育園、町立北原保育園

・勤務内容 土曜日の延長保育対応業務

・募集人員 二人

・勤務時間 土曜日の午前十一時半～午後四時（一日四・五時間）

代休対応保育士

・勤務場所 町立草木保育園、町立北原保育園

・勤務内容 代休保育士の対応業務

・募集人員 二人

・勤務時間 年間二十六日程度

午前八時半～午後四時半（一日七時間程度）

指定休対応・なかよし広場担当

・勤務場所 町立保育園（五園）

・勤務内容 指定休保育士の対応業務となかよし広場対応業務

・募集人員 五人

・勤務時間 月曜日と金曜日

午前八時半～午後四時半（一日七時間程度）となかよし広場（月二日）

育休対応保育士

・勤務場所 町立草木保育園

・勤務内容 育休保育士の対応業務（クラス持ち）

・募集人員 一人

・勤務時間 月曜日～金曜日

午前八時半～午後五時（一日七・五時間程度）

障害児対応保育士

・勤務場所 町立宮津保育園

・勤務内容 障害児の対応業務

・募集人員 一人

・勤務時間 月曜日～金曜日

午前八時半～午後四時半（一日七時間程度）

勤務期間 平成十八年四月一日～九月三十日

賃金 九百三十円（時給）

クラス持ち 千円（時給）

応募資格 保育士資格のある方面接試験（後日連絡）

提出書類 履歴書（市販のもの・写真添付）保育士証の写し

申込期限 平成十八年一月二十日（金）

申し込み・問い合わせ先

住民福祉課児童福祉係

☎（48）1111（内301）

普通救命講習を開催します

半田消防署では、AEDの取り扱いを含んだ救命講習を開催します。

AEDの取り扱いを習得し、大切な人の命を救うため進んで講習を受けてください。

【AED（自動体外式除細動器）は、今まで医師、救急救命士などにしか使うことができなかった心臓に電気ショックを与えるものです。】

二月の開催日は次のとおりです。

日時・場所・定員

二月十一日（土） 午後一時～午後四時半 半田消防署定員三十人

二月十八日（土） 午後一時～午後四時半 半田消防署成岩出張所（定員二十人）

問い合わせ先

半田消防署 ☎（21）1492

成岩出張所 ☎（24）0119

受講希望の方は、電話で予約をしてください。定員になり次第、締め切ります。

ホームページアドレス

<http://www.cac.net.ne.jp/chitac>

<http://www.cac.net.ne.jp/framepage1.htm>

<http://www.cac.net.ne.jp/framepage1.htm>

<http://www.cac.net.ne.jp/framepage1.htm>

<http://www.cac.net.ne.jp/framepage1.htm>

<http://www.cac.net.ne.jp/framepage1.htm>

<http://www.cac.net.ne.jp/framepage1.htm>

<http://www.cac.net.ne.jp/framepage1.htm>

<http://www.cac.net.ne.jp/framepage1.htm>

<http://www.cac.net.ne.jp/framepage1.htm>

<http://www.cac.net.ne.jp/framepage1.htm>

<http://www.cac.net.ne.jp/framepage1.htm>

<http://www.cac.net.ne.jp/framepage1.htm>

<http://www.cac.net.ne.jp/framepage1.htm>

<http://www.cac.net.ne.jp/framepage1.htm>

<http://www.cac.net.ne.jp/framepage1.htm>

<http://www.cac.net.ne.jp/framepage1.htm>

<http://www.cac.net.ne.jp/framepage1.htm>

<http://www.cac.net.ne.jp/framepage1.htm>

<http://www.cac.net.ne.jp/framepage1.htm>

業を除く七つの産業別最低賃金が、十二月十六日から改正となりました。この改正は、愛知県地方最低賃金審議会からの答申を受けて愛知労働局長が決定したものです。

今回の改正により、既に十月一日に改正されている「愛知県最低賃金」と併せ、愛知県の最低賃金（時間額）は、次のとおりとなります。

地域最低賃金（時間額）

・愛知県最低賃金 六百八十八円

発効日：平成十七年十月一日

産業別最低賃金（時間額）

・染色整理業 七百二十二円

・製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業 八百十三円

・一般機械器具製造業 八百円

・電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業 七百六十三円

・輸送用機械器具製造業 八百七円

・計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業 七百五十五円

・各種商品小売業 七百五十三円

・自動車（新車）、自動車部分品付属品小売業 七百八十七円

発効日：平成十七年十二月十六日

染色整理業の発効日は平成十六年十一月十六日

問い合わせ先

半田労働基準監督署

☎（21）1030

愛知労働局ホームページアドレス

http://www.aichi.todo.go.jp/index_2.html

http://www.aichi.todo.go.jp/index_2.html

http://www.aichi.todo.go.jp/index_2.html

http://www.aichi.todo.go.jp/index_2.html

http://www.aichi.todo.go.jp/index_2.html

http://www.aichi.todo.go.jp/index_2.html

http://www.aichi.todo.go.jp/index_2.html

http://www.aichi.todo.go.jp/index_2.html

http://www.aichi.todo.go.jp/index_2.html

http://www.aichi.todo.go.jp/index_2.html

http://www.aichi.todo.go.jp/index_2.html

http://www.aichi.todo.go.jp/index_2.html

http://www.aichi.todo.go.jp/index_2.html